

国 地 契 第 1 1 号
平成 1 6 年 6 月 3 0 日

各地方整備局長 あて

国土交通省大臣官房長

「一般競争入札方式の実施について」の一部改正について

「一般競争入札方式の実施について」(平成 6 年 6 月 2 1 日付け建設省厚発第 2 6 0 号)の一部を下記のとおり改正し、平成 1 6 年 7 月 1 5 日以降に入札の公告を行う一般競争入札から適用することとしたので、遺憾なきよう措置されたい。

記

「地方建設局」を「地方整備局」に、「地方建設局長」を「地方整備局長」に、「地方建設局」を「地方整備局」に、「地方建設局長」を「地方整備局長」に、「昭和 年度」を「平成 年度」に改める。

記 3 (1) 中「以下」を「において」に改める。

記 3 (1) 中「(個別の工事に応じてできるだけ詳細に明示すること。)」の次に「なお、施工実績が国土交通省(旧建設省を含む。において同じ。)が発注した工事のうち一定のものに係る施工実績である場合にあっては、旧地方建設局請負工事成績評定要領(昭和 4 2 年 3 月 3 0 日付け建設省官技第 1 5 号)別記様式第 1 及び旧官庁営繕部請負工事成績評定要領(昭和 5 4 年 6 月 2 2 日付け建設省営監第 1 3 号)別記様式第 1 の工事成績評定表並びに請負工事成績評定要領(平成 1 3 年 3 月 3 0 日付け国官技第 9 2 号)第 5 第 2 項及び官庁営繕部請負工事成績評定要領(平成 1 3 年 3 月 3 0 日付け国営計第 8 7 号、国営技第 3 3 号)第 5 第 2 項に規定する工事成績評定表の評定点合計(において単に「評定点合計」という。)が一定の点数未満のものを除くこと。」を加える。

記 3 (1) 中「(個別の工事に応じて技術者の資格及び同種の工事の経験をできるだけ詳細に記載すること。)」の次に「なお、経験が国土交通省が発注した工事のうち一定のものに係る経験である場合にあっては、評定点合計が一定の点数未満のものを除くこと。」を加える。

記 3 (1) 中「地方支分部局所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」を「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」に改める。

記 4 中「毎に」を「ごとに」に改める。

別記様式中「通り」を「とおり」に、「地方建設局総務部契約課」を「地方整備局総務部契約課」に、「下さい」を「ください」に改める。

別添 1 2 (4) 中「(共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が 20 % 以上のも

のに限る。)。」の次に「なお、当該実績が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。」を加える。

別添1 2(7)中「申請書」を「競争参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)」に、「資料」を「競争参加資格確認資料(以下「資料」という。)」に、「地方支分部局所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」を「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」に改める。

別添1 3(1)中「地方建設局総務部契約課 係」を「地方整備局総務部契約課 係」に改める。

別添1 3(2)中「建設弘済会」を「 」に改め、「徴収する。」の次に「また、郵送(託送を含む。)による交付も行う。この場合においては、により、 円を徴収する。」を加える。

別添1 3(3)中「競争参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)」を「申請書」に、「競争参加資格確認資料(以下「資料」という。)」を「資料」に改める。

別添1 3(4)中「地方建設局 」を「地方整備局 」に、「地方建設局総務部契約課」を「地方整備局総務部契約課」に改める。

別添1 4(2) 中「取扱官庁 地方建設局」を「取扱官庁 地方整備局」に改める。

別添1 5(1)中「Kanto Regional Construction Bureau Ministry of Construction」を「Director-General of 0000 Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure and Transport」に改める。

別添1 5(6)中「Kanto Regional Construction Bureau, Ministry of Construction 1-3-1, Otemachi, Chiyoda-ku, Tokyo 100」を「0000 Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure and Transport 0000, 0000」に改める。

別添2 4.(4)中「(共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上のものに限る。)」の次に「なお、当該実績が平成8年4月1日以降に完成した大臣官房官庁営繕部又は地方整備局が発注した工事(港湾空港関係を除く。)に係る実績である場合にあっては、評定点合計が65点未満のものを除く。」を加える。

別添2 4.(6) 中「建設大臣」を「国土交通大臣」に改める。

別添2 4.(7)中「地方支分部局所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」を「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」に改める。

別添2 6. 中「地方建設局総務部契約課 係」を「地方整備局総務部契約課 係」に改める。

別添2 7.(4)中「引き渡し」を「引渡し」に改め、「記載すること」の次に「とし、「同種の工事の施工実績」(別記様式2)に記載する工事及び「主任(監理)技術者等の資格・工事経験」(別記様式3)の「工事の経験の概要」に記載する工事が平成8年4月1日以降に完成した大臣官房官庁営繕部又は地方整備局が発注した工事(港湾空港関係を除く。)である場合にあっては、当該工事に係る工事成績評定通知書の写しを添付すること」を加える。

別添2 7.(5) 中「地方建設局 」を「地方整備局 」に改め

る。

別添2 7.(5)中「地方建設局 部 課 係」を「地方整備局 部 課 係」に改める。

別添2 7.(6)中「地方建設局 部 課 係」を「地方整備局 部 課 係」に改める。

別添2 9.(2)中「地方建設局 」を「地方整備局 」に改める。

別添2 10.(2)中「地方建設局 」を「地方整備局 」に改める。

別添2 11.(2)中「地方建設局 」を「地方整備局 」に、「地方建設局総務部契約課」を「地方整備局総務部契約課」に改める。

別添2 16中「地方建設局競争契約入札心得」を「競争契約入札心得」に改める。

別添2 24中「政府調達に関する苦情の処理手続」を「政府調達に関する苦情の処理手続」に、「経済企画庁調整局政府調達苦情処理対策室内政府調達苦情検討委員会事務局」を「内閣府政府調達苦情処理対策室(政府調達苦情検討委員会事務局)」に、「03-3581-9576」を「03-3581-0262」に、「申立てる」を「申し立てる」に改める。

別添2 26.(2)中「地方建設局競争契約入札心得」を「競争契約入札心得」に改める。

別添2 別記様式1中「並びに」を「及び」に、「下さい」を「ください」に改める。